

要望等に対する回答について

要望年月日：令和6年8月26日

要望団体名：国道455号・盛岡普代間道路整備促進期成同盟会

※「県政への反映区分」は別紙のとおり

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
1 一般国道455号の安全な通行確保について	<p>一般国道455号は、岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに、災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しています。</p> <p>要望の盛岡市玉山地域では、令和5年度に堆雪帯整備として事業化した藪川地区と逆川地区について、令和6年度は、引き続き側溝設置工事を進めており、早期完成に向けて整備を推進していきます。</p>	A
2 一般国道455号の路盤の改良を含む抜本的な舗装の修繕について	<p>路盤改良を含む抜本的な舗装修繕は、早期の工事実施は難しい状況ですが、日常的な道路パトロール及び道路の維持修繕により、適切な維持管理に努めていきます。</p>	C
3 主要地方道岩泉平井賀普代線の抜本的な改良整備について	<p>岩手県では、主要地方道岩泉平井賀普代線を復興関連道路に位置付け、これまで羅賀工区、明戸工区、島越工区の改良整備を行ったところです。</p> <p>その他の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	C
4 一般県道田野畑岩泉線の改良整備について	<p>一般県道田野畑岩泉線の岩泉町室場地区から国道455号間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	C

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの</p> <p>(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・ 市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類